

議会事務局

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査及び行政監査 |
| 2 監査対象 | 議会事務局 |
| 3 事前調査期間 | 平成25年7月19日 |
| 4 監査期間 | 平成25年8月22日 |
| 5 監査対象年度 | 平成24年度 |
| 6 監査対象事項 | 財務事務等 |
| 7 監査方法 | 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。 |

第2 監査対象の概要

議事課の主な業務内容及び職員数（平成25年7月1日現在）は、次のとおりである。

【議事課】

議会費の予算・決算・経理、議員報酬・費用弁償、職員の給与・服務、政務活動費、議員共済会、議会・協議会、委員会・公聴会、議事日程・諸般の通告、発言通告・文書質問、各種の調査・資料の収集、法令・議案その他事案の調査研究、議員提出議案、議会報、市議会ホームページ、議会中継、議会報告会、市議会モニター、その他議会に関する業務等を所掌する。

（職員16名、嘱託職員1名）

第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の執行並びに行政監査として時間外勤務の状況、効率性改善への取組状況、内部事務管理と内部牽制体制の構築状況、人財育成の取組状況、1者単独随意契約（委託料）の状況、原課契約工事施工状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 指摘事項

（1）文書管理について

公印台帳の副本において、公印管守者や公印取扱責任者が更新されていない事例が見受けられた。四日市市公印規則第8条第3項に基づき、適切な事務処理を行うこと。

2 意見

(1) 委託契約について

業務委託契約のなかで、特に1者単独随意契約にあつては、同一業者・団体と長期継続して契約しているものも多く、契約内容・方法・金額等について検討が十分でないもの、契約の相手方の見積書をそのまま契約金額としているものなど、委託金額を精査する必要がある。そのため、契約条項を精査できる法的専門能力、委託業務内容が妥当であるかを精査する技術・技能的専門能力、価格交渉を徹底するための原価計算能力など、を備えた人材を早期に養成し、精査できるようにすること。【改善事項】

また、委託後の業者牽制のためにも委託内容に関するチェック項目を定めたマニュアルの作成に取り組むこと。【要望事項】

(2) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられる。職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図るとともに、時間外勤務増加の要因を分析し縮減に向けた取組みに努めること。【改善事項】

イ 特に、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準(*)を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。【改善事項】

* 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

(3) 主要事業の目標設定と評価について

業務棚卸表は組織の任務目的を明確にし、目的達成に必要な基本的な手段を記述したもので、成果・活動指標の目標年度、目標値を設定し、その達成度によって手段の有効性等の評価を行うものである。しかし、目標値の設定にあたり客観性に欠けると思われるものが見受けられるので、目標値の達成を図るため、所属として職員一人ひとりの具体的な取組内容と関連づけた根拠に基づき設定するよう改めること。【改善事項】

(4) 内部牽制体制と内部事務管理について

事務処理の基本的な部分で、指摘事項が見受けられた。これらは、職員の認識不足や単純なミスに加えて、所属内でのチェック・牽制体制が不十分であったことに大きな要因がある。所属長は、「定められたルールに基づいた事務執行」や「上位職による牽制やサポート」の重要性の意識を職員に定着させ、日常的に確認すべき事項の定型化による業務精度の向上、上位職によるダブルチェック体制の強化などを行い、内部事務管理の改善を図ること。【改善事項】

(5) 政務活動費の効果的執行について

政務活動費は地方自治法及び四日市市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により、議員の調査研究に資するための経費の一部として交付されている。引き続き使途の透明性確保に努めるとともに、有効に活用されるよう、さらに工夫を重ねること。【要望事項】

(6) 議会図書室について

議会図書室は地方自治法第100条第18項により設置が義務づけられ、四日市市議会基本条例第35条にその充実について規定されている。適切な蔵書管理に努めるとともに、利用しやすい環境整備を図ること。【要望事項】

(7) 議会基本条例制定に伴う視察について

ア 議会基本条例が制定されたことで他市からの視察が増加している。視察者のヒアリングなどを実施し、視察に対する評価について、収集分析に努めること。 【要望事項】

イ また、他市からの視察には、基本的に事務局が対応しているが、業務量の増加にも繋がることから、他市の事例を参考にするなど、視察対応のあり方について検討すること。

【要望事項】